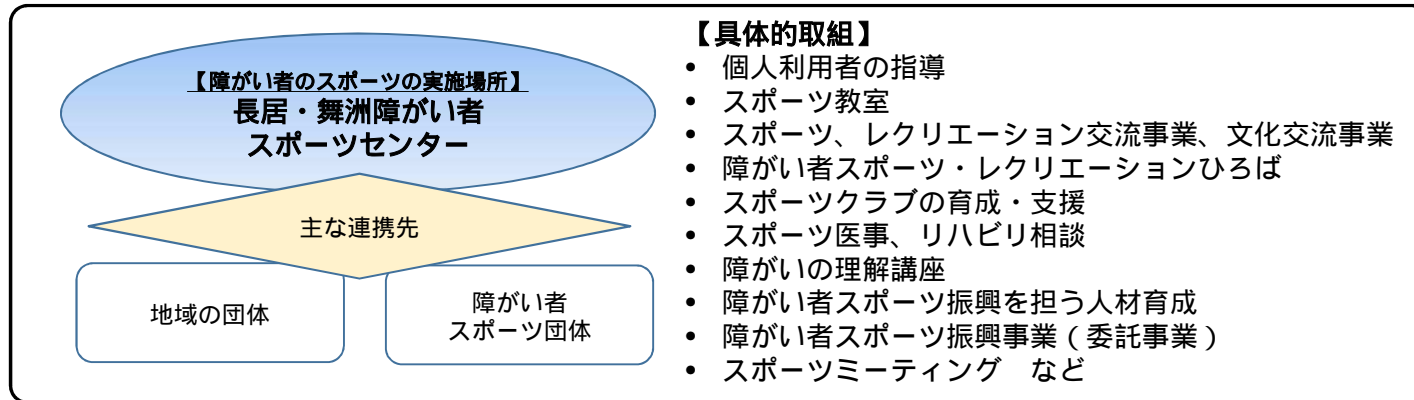


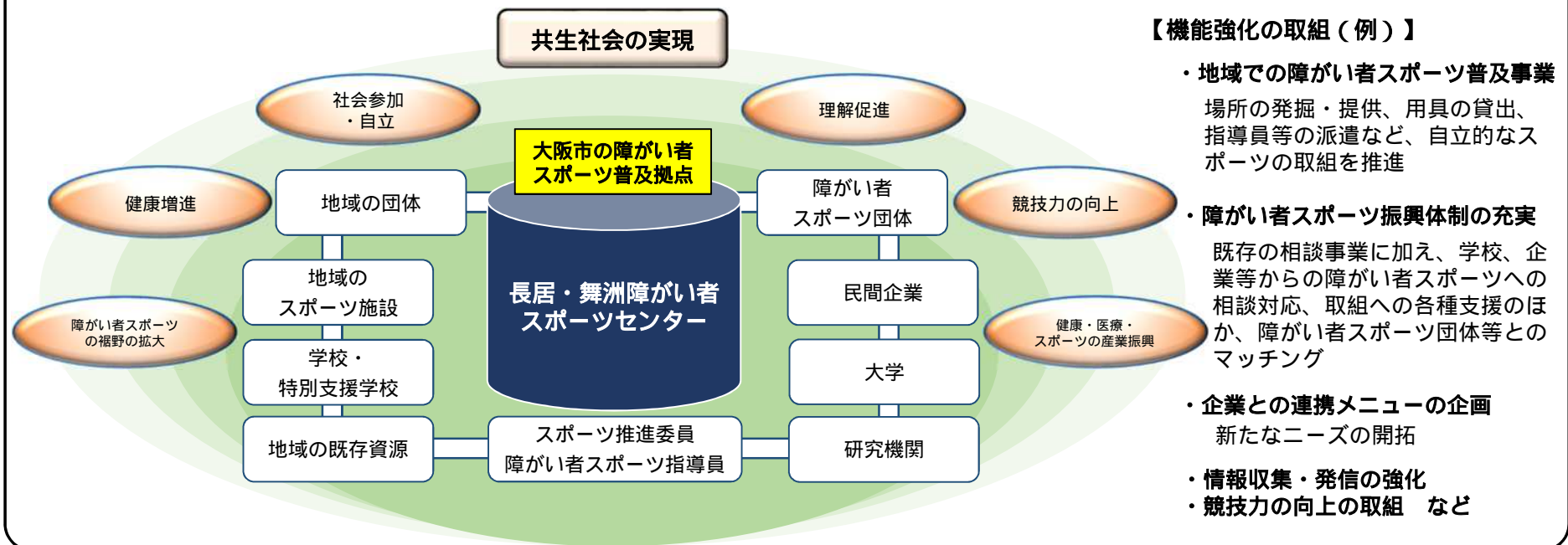
## (1) 障がい者スポーツの普及拠点

### ■ 現行の取組



+ 現行の取組に加えて

### ➤ 「多様な主体との連携による、地域の障がい者スポーツの普及拠点としての機能を付加」



# 障がい者スポーツセンターの今後のあり方

## (2) 長居・舞洲の特徴を活かした取組

### ○ 施設の対比

		長居	舞洲
強み		長居駅すぐであり交通至便 スポーツ振興室併設による一体運営	競技スポーツ面において施設の機能が充実 宿泊施設も併設し、団体が利用がしやすい
弱み		施設の老朽化、施設の狭隘	長居と比べてアクセスが悪い
現 状	利用者の障がい種別	身体39%、知的44%、精神9.7%	身体30%、知的62%、精神4%
	利用者年齢層	65歳以上の高齢者が多い	18歳から29歳の若年層が多い
	利用年数	長期利用者（3年以上）が7割超	長居と同じ
	利用頻度	週1回以上の利用者は5割超	長居と同じ
	利用施設等の傾向 施設の利用率 施設利用者数 / 延べ利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人又は少人数での利用が多い</li> <li>ボウリング、卓球は特に待ち時間が多い</li> <li>施設ごとの利用者数 / 全体の利用者数 ボウリング室（16.9%）、トレーニング室（15.4%）、 プール（14.9%）、卓球室（13.0%）、 小体育室（11.6%）、体育室（9.7%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設併設による団体利用も多い</li> <li>知的障がい者のプール利用が特に多い</li> <li>施設ごとの利用者数 / 全体の利用者数 プール（21%）、ボウリング室（18.3%）、 サブアリーナ（15%）、アリーナ（13.2%）、 卓球室（9.4%）、トレーニング室（8.5%）</li> </ul>

### ○ 方向性（案）

長居	裾野の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス面の良さなどの強みを活かして、スポーツ実施率向上のため、スポーツ初心者、新規利用者の発掘及びそれに対応したメニューを充実</li> <li>本市の障がい者スポーツの各種事業の企画、情報の収集・発信の機能の集約による取組強化</li> <li>地域での障がい者スポーツ普及に向けた取組</li> <li>多様な主体との連携に向けたコーディネート機能 など</li> </ul>
舞洲	競技力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の機能面の強みを活かし、競技力向上のための選手の発掘及びそれに対応したメニューを充実</li> <li>団体利用への対応可能な機能を活かし、各種大会・イベント等の開催又は誘致</li> <li>宿泊施設を利用する人に向けた企画を充実</li> </ul>

# 障がい者スポーツセンターの今後のあり方

## (3) 施設整備の検討

### ○ 現況及びあり方を踏まえた施設整備等の方向性の検討

- ・ 「大阪市公共施設マネジメント基本方針」では、長寿命化の推進が基本（鉄筋コンクリート造建築物の一般的な物理的耐用年数65年程度）
- ・ 長居障がい者スポーツセンターは築後45年以上が経過しており、安全の確保のためには、建物の構造躯体の耐久性調査が必要
  
- ・ 一方で、長居障がい者スポーツセンターの現状の施設の利用者数、利用目的の多様化、障がい者スポーツの実施率の向上に向け、今後、新たな取組を展開していくには、既存の施設機能・規模では限界
- ・ 長居と舞洲の両障がい者スポーツセンターがそれぞれの機能を活かして、戦略的に取り組むことが重要
  
- ・ 仮に、長居障がい者スポーツセンターを建替える場合は、基本構想から完成まで10年程度を要する
- ・ 機能向上を含む大規模改修の場合も、建替えと同程度の期間が見込まれる
  
- ・ 今後、中長期修繕計画に基づく整備費用、将来の建替えや機能向上への対応などの実施時期とその費用等を総合的に検討して整備方針を決定する必要がある

A 長寿命化   B 大規模改修   C 建替え

現時点では、中間報告ではあるが、上記の手法について比較検討する。（詳細は資料8・9）

# 障がい者スポーツセンターの今後のあり方

## (4) 受益と負担のあり方

- ・身近な地域でのスポーツの普及など、新たな取組の展開にあたっては、人員の確保など経費を要する既存事業の見直し等による歳出の削減のほか、歳入の確保など税負担の軽減の検討が必要
- ・歳入の確保に当たっては、国庫補助金等の活用による財源確保はもとより、民間企業等の各種協力のほか、以下の項目等、受益と負担のあり方を検討する必要がある  
 施設の使用料の利用者又は周辺自治体からの負担  
 スポーツ教室等の参加費徴収 など
- ・全国の障がい者スポーツ施設の多くは「障がい者優先施設」で、一般利用者の使用料収入がある
- ・「障がい者専用施設」は、東京都と大阪市のみ

### 【使用料】

対象施設	施設の使用料・利用料	根拠等
大阪市障がい者スポーツセンター	府内に居住する障がい者（介護人1名）は無料	条例等
大阪市区スポーツ施設	障がい者（介護人1名）は無料 住所要件はなし	条例等
全国	多くの障がい者スポーツ施設では使用料は免除	今後詳細な調査が必要
横浜市 横浜市障害者スポーツ文化センター	障がい者（介護人2名まで）は無料 ただし、ボウリングのみ1ゲーム200円	・利用料金制 ・条例等では上限設定し、指定管理者の裁量で決定 ・設立当初からボウリングは、維持管理費への充当及び混雑緩和策として利用料金を徴収
神戸市 神戸市立市民福祉スポーツセンター	障がい者(大人)300円 障がい者(小人)150円 一般料金の半額 介護者（1名のみ）のみ無料	・使用料制（H18から指定管理者制度） ・規則で「使用料の5割相当額の減額」としている

# 障がい者スポーツセンターの今後のあり方

## (4) 受益と負担のあり方

- ・ 区のスポーツ施設では、スポーツ教室は自主事業（有料）での運営を行い、指定管理者のインセンティブとなるとともに、本市の業務代行料の削減につながっている
- ・ 今後、障がい者スポーツセンターにおいても、例として、スポーツ初心者向けの教室は無料、日常利用者向けの教室については一定の負担を求めるなど、地域のスポーツ施設への利用促進につなげるよう事業内容及び参加費のあり方を検討する必要がある

### 【スポーツ教室等の参加費】

対象施設	参加費	備考
大阪市障がい者スポーツセンター	無料	
大阪市区スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般と障がい者を区分しない教室が大半で参加費は同じ</li> <li>・ 指定管理者によっては、障がい者向けの教室を開催</li> </ul> (例)「親子水泳教室(都島区)」5,860円/期 「障がい者水泳教室(東淀川区)」3,300円/月・4回	指定管理者の収入 水泳教室の事例はあるものの、スタジオ教室は見受けられない
横浜市 横浜市障害者スポーツ文化センター	無料又は有料 (例)障がい者水泳教室 (初級)7回 2,100円 (上級)7回 4,900円 障がい者卓球教室 (初級)・(上級)8回 2,400円	指定管理者の収入
神戸市 神戸市立市民福祉スポーツセンター	基本は有料 10回 2,000円 (水泳、卓球、シッティングバレー、体操等)	指定管理者はオーグスポーツで、教室は(社福)神戸市障がい者スポーツ振興センターが神戸市の補助事業で運営し、当該施設を活用して事業を実施